

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	岐阜市立看護専門学校
設置者名	岐阜市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
				○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	3000時間／97単 位	1695時間 /65単位	/	1035時間 /23単位	/	270時間 /9単位
		単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105人		107人	0人	8人	82人	90人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>*シラバスの作成過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野、専門基礎分野のシラバス 教育課程担当責任者を含んだ教育検討委員会にて本校の教育理念、教育目的、教育目標から講義のねらいと目標の案を作成した上で、依頼する講師と相談の上最終的な「ねらい」「達成目標」「成績評価の方法」「具体的な講義内容」を立案し、教務会に提案し決定する。 ・専門分野Ⅰ・Ⅱならびに統合分野 専門分野の各領域担当者（専任教員）が「ねらい」「達成目標」「成績評価の方法」「具体的な講義内容」の案を作成した上で教務会に提案し決定する。 外部講師に依頼する科目や単元については、依頼する講師に案を示し、相談の上最終的な「ねらい」「達成目標」「成績評価の方法」「具体的な講義内容」を立案し、教務会に提案し決定する。 <p>*シラバスの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスは、毎年3月末に次年度分を製本し、入学時に学生に配布し説明する。 また、在校生に対しては、年度初めに変更が入った科目の差し替えを行う。 ・シラバスは、外部者の閲覧を可能としている。 ・平成31年度までのシラバスには、講師の実務経験をシラバスそのものには

記載していなかったが、令和2年度からは明記できている。
成績評価の基準・方法
(概要) 岐阜市立看護専門学校学則第19条ならびに学則施行細則第8条に基づき評価し、詳細な評価は「授業概要」ならびに「実習要綱」に記載された基準に基づき厳正に評価している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 岐阜市立看護専門学校学則第21条に基づき卒業を認定するものとし、学校運営委員会の場で、評価基準に基づき入力した成績一覧表を提示し最終審査し決定している。
学修支援等
(概要) クラス担任制を採用し、1年次から就職支援、進学支援、国家試験対策を計画的に実施している。担任や科目担当の専任教員は、学生面談を実施し、学習指導および学生の相談を受ける。必要時、臨床心理士が希望者にスクールカウンセリングを実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
30人 (100%)	3人 (10%)	26人 (87%)	1人 (3%)
(主な就職、業界等) ・自治体立等の総合病院			
(就職指導内容) ・面談 ・就職支援ガイダンス ・模擬面接 ・願書記入内容の確認と指導			
(主な学修成果(資格・検定等)) ・看護師国家資格 看護専門士の称号			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
103人	1人	1.0%
(中途退学の主な理由) ・学習途中で異なる職種への希望が強くなり、進学のため退学。		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・担任制による細かな支援 ・定期ならびに臨時の面談 ・スクールカウンセラーの設置		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	7,300 円	118,800 円	約 564,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://gmhosp.jp/nursing_school/
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
<p>岐阜市立看護専門学校 学校自己評価委員会規程に以下の内容を規定している。</p> <p>第 10 条 委員会は、学校運営について定期的に第三者評価を得る機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>2 第三者評価は、学校運営委員会の学校職員以外の役員に委嘱する。</p>
<u>主な評価項目</u>
<p>看護教育自己評価指針に示された以下 9 カテゴリーに基づき実施する。</p> <p>(1) 教育理念および教育目的に関すること</p> <p>(2) 教育目標に関すること</p> <p>(3) 教育課程経営に関すること</p> <p>(4) 教授・学習・評価過程に関すること</p> <p>(5) 経営および管理過程に関すること</p> <p>(6) 入学に関すること</p> <p>(7) 卒業、就職および進学に関すること</p> <p>(8) 地域社会および国際交流に関すること</p> <p>(9) 研究に関すること</p>
<p>実施した評価結果を、養成所のカリキュラム運営、授業実践にフィードバックさせるとともに、学習環境の整備や人材確保などの予算計画に活かす。</p>

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
岐阜市民病院事務局	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	過去に看護学校 事務長を歴任
岐阜市民病院看護局	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	看護学校の非常勤講師
岐阜市民病院診療局 外科系部門	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	看護学校の非常勤講師
岐阜市民病院診療局 内科系部門	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	看護学校の非常勤講師 看護学校の校医
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://gmhosp.jp/nursing_school/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://gmhosp.jp/nursing_school/
--